

厚木基地周辺の第一種区域等の
見直しに関する要請

令和8年2月27日

神奈川県及び厚木基地周辺8市

(神奈川県、大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、

茅ヶ崎市、海老名市、座間市、町田市)

防 衛 大 臣 小 泉 進 次 郎 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大 和 市 長 古 谷 田 力

綾 瀬 市 長 橘 川 佳 彦

相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

茅ヶ 崎 市 長 佐 藤 光

海 老 名 市 長 内 野 優

座 間 市 長 佐 藤 弥 斗

町 田 市 長 石 阪 丈 一

厚木基地周辺の第一種区域等の見直しに関する要請

厚木基地周辺における騒音状況については、平成 30 年 3 月に空母艦載機部隊の移駐が完了し、甚大な騒音被害は減少した一方で、現在も、厚木基地に配備されているヘリコプター等による騒音や他基地から飛来するジェット戦闘機等による激しい騒音が発生しています。

また、昨年 9 月には厚木基地と同様に空母艦載機着陸訓練の予備飛行場として指定されてきた岩国基地において着陸訓練が実施されるなど、硫黄島の天候等によっては、厚木基地において着陸訓練が実施され、甚大な騒音被害が発生する懸念も払拭されていません。

そうした中、国は、空母艦載機部隊の移駐により厚木基地周辺の騒音状況が変化していることを理由に、昨年 12 月 22 日に、第一種区域等（以下、「区域」という）※の見直しを行うことを公表しました。

見直し後の区域指定に当たっては、地域の騒音被害の実態等を十分に考慮するとともに、今回の区域見直しについては、対象面積の大幅な縮小が想定されることから、関係する住民の方々に確実かつ分かりやすい周知を行うことも重要です。

また、国は区域見直しに当たって経過措置を講じるとのことですが、住宅防音工事助成制度は、長年にわたり騒音被害を受け続けてきた基地周辺住民の方々の生活に影響する重要な負担軽減策であることから、工事を希望する住民の方々に不平等が生じないよう適切な対応を講じるなど、基地周辺住民の方々に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えます。

そこで、以下の事項について要請いたします。

※ 第一種区域等：国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種区域。

- 1 見直し後の区域は、地域の騒音被害の実態等を十分に考慮し、指定すること。
- 2 騒音度調査の結果、見直し後の区域、経過措置の詳細等について、引き続き関係自治体に対して必要な情報提供を行うとともに、関係する住民の方々に確実かつ分かりやすく周知するなど、地元寄り添った丁寧な対応を図ること。
- 3 周知に当たっては、関係する住民の方々の意向に沿った時期・内容で住民説明会を開催するなど、丁寧に対応し、理解を得よう努めること。
- 4 経過措置の実施に当たっては、措置の実施状況を踏まえて、必要な対応を行うなど、住民の方々に不利益が生じないよう留意すること。

- 5 昨年12月19日に告示後住宅防音工事の対象拡大を公表したが、新たに対象となった告示後住宅（昭和61年告示で第一種区域に指定された区域のうち、75W以上85W未満の区域に所在する、昭和61年告示後から平成18年告示までに建築された住宅）に関係する住民の方々に対して、確実かつ分かりやすい周知に努めるとともに、工事を希望する住民の方々に不平等が生じないように、必要な措置を講じること。
- 6 住宅防音工事を希望しながら、国の予算等の都合で工事を待たされている、いわゆる「待機世帯」については、機能復旧工事を含め、令和7年度末を目途に解消見込みとのことである。
- 一方で、今般の告示後住宅防音工事の対象拡大により、多数の方から工事の希望があることも想定されるため、住民の方々が希望する時期に速やかに工事に着手できるよう、さらなる予算の確保、事務手続きの迅速化を図ること。
- 7 住宅防音工事により設置された冷暖房機・防音建具の機能復旧工事については、老朽化の状況等を考慮のうえ、経過年数10年の条件を緩和するなど、柔軟に対応すること。
- 8 航空機騒音により労働環境の悪化や、事業活動にも影響があることから、住宅併設ではない専用事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。
- 9 移転措置事業等に伴い、厚木基地周辺で防衛省が管理している住宅地区の国有地については、区域見直しにより区域外となった場合は、迅速に財務省に移管するなど適正な措置をとること。
- また、地元自治体等が使用している国有地については、無償使用を継続させるなど柔軟に対応すること。
- 併せて、区域外になった場合でも、国有地の維持管理については、地域に影響が生じないように草刈り等の必要な措置を講じること。
- 10 基地周辺地域における農業等就労阻害への補償等について、区域見直しにより区域外となった場合も、関係する方々に影響が生じないように、必要な措置を講じること。
- 11 区域見直しに当たって、厚木基地の運用の現状や今後の見通し等、基地周辺住民の方々が必要とする情報を可能な限り提供するとともに、今回の区域見直しの前提となる、空母艦載機部隊移駐後の現在の騒音状況が、厚木基地でのFCLP実施等により再び悪化することなく、かつ、さらなる騒音軽減に向けて取り組んでいくことを、国として明確に示すこと。

- 12 厚木基地が所在することにより基地周辺住民の方々に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。